

## 令和3年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年12月9日

- 日程第1 議案第49号 村議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 日程第2 議案第50号 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第51号 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第52号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第53号 令和3年度芸西村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第54号 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第55号 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第56号 財産の処分について
- 日程第9 発議第5号 芸西村議会基本条例について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

招集年月日 令和3年12月9日(木)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	恒石 浩良
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	常光 紘正	産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和3年12月9日（木）

〔9：00 開会〕

### 《開会》

#### ○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 《日程第1》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第1、議案第49号村議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第49号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第2》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第2、議案第50号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第50号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第3》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第3、議案第51号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 51 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 4》

○ 池田 廣 議長

日程第 4、議案第 52 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 52 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 52 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 5》

○ 池田 廣 議長

日程第 5、議案第 53 号令和 3 年度芸西村一般会計補正予算(第 3 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。5 番仙頭です。質疑をさせていただきます。16 ページの一般住宅管理費国庫支出金清算返納金について、これが発生した経緯と、こういうことが起こってしまったということについての村長のお考えをお聞きます。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。仙頭議員の質疑に担当課としてお答えいたします。国庫支出金清算返納金につきましては、主に芸西村老朽住宅等除却事業の補助金に関して国の定める補助要件を満たさないことが、今年度に会計検査院の指摘を受けたため、国に対し補助金の返納を行うこととなりました。

会計検査では、平成 28・29 年度に行いました 56 件の除却事業について検査を受け、そのうち 14 件につきまして国の補助金交付要件を満たさないとの指摘を受けました。その後、他の年度につきましても確認を行ったところ、同様の事案などがありましたので、指摘を受けたものと合わせまして 17 件の除却、補助金額で合計 519 万 9500 円を返納することとなりました。

当村では、国の空き家対策総合支援事業を活用して、地震発生時の被害の軽減や緊急輸送道路や避難路の寸断を防ぐことを目的に除却を進めておりますが、国の要件では構造または設備が著しく不良であり、居住に適さない住宅、これを不良住宅と言いますけれども、居住に適さない住宅であることや、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物、空き家住宅等と言います、であって、除却後の跡地が地域活性化のために活用されることなどが除却の対象となる主な要件となっております。

会計検査では、不良住宅として除却をしたにも関わらず倉庫など居住をしていたと認められない建築物を除却していたこと、空き家住宅等として除却したもののその後の跡地を地域活性化のために利用していなかったことなどが、国の定める補助金交付要件を満たしていないことを指摘されたため補助金を返納することになっております。以上が、国庫支出金精算返納金に関する内容の説明であります。担当課からとしては以上になります。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。仙頭議員からは、国庫金の返納について質疑をいただいております。経過等につきましては担当課長から先ほどご答弁をさせていただきましたが、こういった結果に至ったことについての村長の認識はとのお尋ねでございます。通常、村におきまして、国庫補助事業を行う際には、所管する県との協議や審査などを経まして、補助申請に対して国からのご承認を経て、事業に着手をいたします。その後会計検査員の実地検査などが行われまして、細部にわたる精査の中で結果として補助金の取り扱い上、不適切な事案があった場合は、国庫金の返納措置が取られ、事業を所管する県や国の本省も対象に事務改善通知等が行われることとなっております。私自身、職員時代には年間数回行われます会計検査に、財政担当として同席して、もう数十回となく検査を受けてまいりまして、返納が生じたケースも度々経験をしてまいりました。

今回の件についての責任という点では、一連の決裁書類についての最終的な決裁権者でありますのは私でありますので、事の経緯を問わず、村長の権限に属する村の全ての収入と支出、その他の事務処理について私に責任があるのは当然のことでございます。課長答弁にもありましたが、除却後の土地の活用形態や除却をする建築物の全てについて補助要綱に定められたとおりに行われていなかったなどの事案があり、残念ながら国庫金の一部返納となったものでして、補助要綱の細部に至る整理に不十分な点があったとのご指摘をいただきましたことは、組織の長として大変申し訳なく思っております。会計検査では、返納措置などとは別に、今後の行政運営上、大変参考になる有益なアドバイスをいただくことも多々ございますので、今回の経験を貴重な教訓として問題点を今一度分析をして、特に補助金交付要綱の熟知は当然のこと、今後同様のご指摘をいただくことのないよう、事務の改善に努めてまいります。以上でございます。

○ 池田 廣 議長  
5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質疑をさせていただきます。私が言うまでもないですが、一般財源というものは大切なものということで、先日の同僚議員の一般質問もありましたが、国保の均等割についても330万のお金ですら出すのは難しいとおっしゃられて、県との兼ね合いもいろいろあるようですが、そのようなご返事もされておりました。これが民間の企業でしたら、ただでは済まないというたら言い方が悪いですけど、そのままの状態が物事が進んでいくということはまずないと思います。先ほどの村長の答弁から、私はご自分に何らかの処置を科せられるというふうに受け取りましたが、その辺を再度お伺いします。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員の再質疑にお答えします。職員を含めまして通常年間数回起こり得るような、いろんな事務処理上のミスといいますか、そうしたものはいろいろあるわけでございますが、こうした今回の事務処理、補助金の要綱の整理が不十分であったということの事案が、懲戒に類するものであるかどうか、それに属しまして私の処分が必要であるかどうかにつきましては、懲戒処分委員会の長であります副村長のほうからも、ご答弁をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 池田 廣 議長  
池本副村長。

- 池本 尚彦 副村長  
先ほど、村長も申しましたが、今回の事由が。
- 池田 廣 議長  
マスク外して。マスク。
- 池本 尚彦 副村長  
すみません。  
今回の事由を整理検討いたしまして、必要であれば懲戒委員会を開きたいと思っております。以上です。
- 池田 廣 議長  
他に質疑はありませんか。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 53 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 53 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 6》

- 池田 廣 議長  
日程第 6、議案第 54 号令和 3 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 54 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 54 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 7》

- 池田 廣 議長  
日程第 7、議案第 55 号令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 55 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 55 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 8》

○ 池田 廣 議長

日程第 8、議案第 56 号財産の処分についてを議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 56 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 56 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

○ 池田 廣 議長

日程第 9、発議第 5 号芸西村議会基本条例についてを議題にします。  
お諮りします。本案につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、提案理由の説明は省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]  
異議なしと認めます。  
従って、提案理由の説明は省略することに決定しました。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
お諮りします。この際、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。  
これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]  
異議なしと認めます。  
従って、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。  
これから発議第 5 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、発議第 5 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 10》

○ 池田 廣 議長

日程第 10、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]  
異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 3 年第 4 回芸西村議会定例会を閉会します。

[ 9 : 19 閉会 ]